

徳島県警察本部訓令第15号

徳島県警察会計監査に関する訓令を次のように定める。

平成16年5月27日

徳島県警察本部長 平野和春

徳島県警察会計監査に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、会計の監査に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第9号。以下「規則」という。)に基づき、及びこれを実施するため、県警察が行う会計の監査(以下「会計監査」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計監査の種類)

第2条 会計監査の種類は、定期監査及び随時監査とする。

(会計監査の実施)

第3条 定期監査は、第5条に規定する定期監査実施計画に基づき、年1回以上行うものとする。

2 随時監査は、本部長が警察の会計経理の適正を期するため特に必要があるときに、その都度、行うものとする。

(会計監査実施者)

第4条 会計監査は、本部長が行うものとする。

2 本部長は、その指名する職員(以下「指名職員」という。)に会計監査を行わせることができる。

(定期監査実施計画)

第5条 本部長は、毎年度、定期的に会計監査を行うための計画(以下「定期監査実施計画」という。)を作成するものとする。

2 定期監査実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 会計監査の重点項目
- (2) 会計監査の対象所属
- (3) 会計監査の時期
- (4) その他必要な事項

(定期監査実施計画の変更)

第6条 本部長は、定期監査を効率的に実施するため特に必要があるときは、定期監査実施計画を変更することができる。

(通知)

第7条 本部長は、会計監査を実施するときは、会計監査の対象所属の長(以下「対

象所属長」という。)に次に掲げる事項をあらかじめ通知するものとする。

- (1) 会計監査の実施日
- (2) 会計監査の実施項目
- (3) その他必要な事項
(説明の要求等)

第8条 指名職員は、会計監査を実施するため必要があるときは、対象所属長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に当該所属の職員を出頭させるよう求めることができる。

(実施状況の報告)

第9条 指名職員は、第4条第2項の規定により会計監査を実施したときは、当該監査の終了後、速やかに、その実施状況を警務部会計課長(以下「会計課長」という。)を経由して本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、会計監査の実施状況を当該会計監査の実施年度終了後の4月末日までに、公安委員会に報告するものとする。ただし、特に必要があるときは、その都度、速やかに報告するものとする。

(会計監査の結果に基づく措置)

第10条 本部長は、会計監査の結果に基づき、会計経理の取扱いの改善等必要な事項を対象所属長に指示するものとする。

2 前項の規定による指示を受けた対象所属長は、速やかに、是正又は改善を行い、その結果について会計課長を経由して本部長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成16年5月27日から施行する。